

2021年3月18日

国立大学法人 東京農工大学学長
千葉一裕 殿

東京農工大学職員組合
中央執行委員長 朝岡 幸彦

「新型コロナウイルス感染症対応手当（仮称）」についての再申入書

令和2年12月21日に追加申入れいたしました件につき、令和3年2月2日付けでご回答いただきありがとうございます。回答を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対応手当（仮称）」について、改めて、以下のように申入れさせていただきます。

申入事項

(1) 令和2年度12月期の期末手当改定によって生じた人件費の減少額（1号年俸制の号俸引下げ分を含む）をご回答ください。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応により、支出の構成が通常年度と異なっていると考えられます。増加・もしくは減少が見込まれる費目について、その費目名（本学財務諸表の「業務費及び一般管理費の明細」に準じた費目名）、年度末までの見通し額、当初予算額をご回答ください。

(2) 先の追加申入書に対する回答にございました、新型コロナウイルス感染症への対応に尽力したことにより優秀者と評価された教職員の職種、役務、人数などとともに、今回の措置により生じた勤勉手当の全体の増加額をご回答ください。なお、新型コロナウイルス感染症への対応の有無にかかわらず優秀者と評価された職員を除いてご回答ください

(3) 上記(2)に関連し、新型コロナウイルス感染症への対応に尽力したと評価する基準をご回答ください。

(4) 申入事項(1)～(3)に対するご回答を組合にお送りいただいた後、新型コロナウイルス感染症への対応による個々の教職員の負担や労苦に見合った望ましい手当のあり方を、当局と組合が話し合うための協議の場を設定いただくようお願いいたします。

国立大学法人は国民の税金で運営しており、企業の倒産や失業が急増している現在の状況下で、増額の手当は国民の理解を得られないと（当局が）考えていることから、組合が求める「新型コロナウイルス感染症対応手当（仮称）」を支給することはできないという回答をいただきました。経済状況及び国民の理解という外部条件を理由としていますが、そうであるならば、最終消費の担い手である労働者の給与の引下げが現在の経済状況をさらに悪化させる可能性を考慮すべきであり、手当の支給を拒否する理由とはなりません。

組合は、国立大学法人が国民の税金を主な収入源として運営されており、新型コロナウ

ウイルスに対しても限られた財源の中で対応せざるを得ないことを理解しております。しかし同時に、独立行政法人たる国立大学法人の経営には、限られた財源の中ではありますが、個々の大学が目指す教育環境及び研究環境の構築に向けて独自性を発揮することが求められています。この「環境」には、施設や実験機器などのハード面の環境だけでなく、そこで勤務する教職員の環境が重要であることは言うまでもありません。

本学は新型コロナウイルス感染症の影響下において、学生への WiFi の無償貸与を含むオンライン講義の実施及びその体制の整備や生活が困窮した学生への奨学金の給付など、迅速に対応されてきたと考えております。一方で、これらの対策や感染症発生回避のための在宅勤務の実施に際し、教職員の理解と努力が不可欠であったことを忘れてはいけません。組合はこれまで、新型コロナウイルス感染症への対応のために教職員が行ってきた努力に対し「新型コロナウイルス感染症対应手当（仮称）」を支給すべきであるという申入れを行ってきました。しかし、当局が教職員の努力をどのように評価しているのか、そして、どのように応えていこうとしているのか、残念ながら、これまでいただいた回答からうかがい知ることはできません。

さらに、令和2年3月8日に開催されました、令和3年4月1日付けの就業規則等の改正についての説明会の中で、0.05 カ月分に相当する期末手当の減額が通知されました。不利益改定にも関わらず、今回の減額が月給制職員や1号・2号年俸制職員など職員に与える影響について十分な説明がなされず、一方的な通知であったことに大きな懸念を持っています。

組合は、個々の教職員の負担や労苦に見合った手当の実現に向けて、上記の項目を要求いたします。